



内閣府（防災担当）

令和元年台風第19号等を踏まえた
避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ
（第2回）
議事要旨

1. 日 時

令和2年7月6日（月）13:00～15:30

2. 出席者

田中座長、飯島委員、牛山委員、片田委員、清田委員、鈴江委員、首藤委員、坪木委員、中貝委員、山崎（登）委員、行政委員（内閣官房（国土強靱化推進室）、内閣府（原子力防災担当）、文部科学省（総合教育政策局）、農林水産省※、国土交通省（大臣官房運輸安全防災）※、国土地理院、気象庁）

※代理出席

3. 議 題

広域避難に関する制度検討等の考え方の整理

4. 議事要旨

・各委員よりいただいた主なご意見は下記のとおり。

- 避難勧告、指示の権限は市町村長に期待するほかない。町全体が離れたところに避難するためには大きな意思決定が必要であり、そのための基準を明確にする必要がある。また、結果に関する責任の問題は、政治家が負うべきであり、河川事務所長等に負わせるようなことはしてはならない。
- 避難指示等に関する市町村長の責は当然あるべきという認識であるが、国からのサポートも必要である。また、相当数の避難者が発生することから、平時からの調整が確実に実施されるべきである。
- おそれ段階における国の対策本部の設置や広域避難の発令を市町村が実施することには賛成である。ただし、国の本部は、市町村長の判断にばらつきが生じる場合にとどまらず、市町村に対して積極的に支援・助言をするように位置付けていただきたい。
- おそれ段階における国の対策本部の意義や市町村地域全体の共有認識、国が実施するものは助言なのか指示なのか、市町村に対してなのか協議会に対してなのか等を明確にする必要がある。
- 避難のトリガーは市町村長が担うとして、降雨予測には技術的な限界があり、予測期間が長くなるほど不確実性が高くなる。制度を考えるうえで、十分に留意が必要である。
- 自主避難を国民に呼びかけると同時に、避難の計画づくりや検討の促進啓発（費用等も含めた支援の具体的な方法）を合わせて検討する必要がある。
- 広域避難が通常の避難とは異なる避難であることを明確に伝える用語や仕組みが必要である。
- 住民との意思疎通・周知をしっかりと、住民が主体的に避難するよう誘発する必要がある。技術的に精緻な予測は難しく、空振りの可能性もあることもきちんと吐露して、住民・地域と課題を共有することが重要である。
- 事前から啓発をしておかないと、いざというときに避難できない。水害で被災経験のある首長等とはともかく、そうでない方への教育・啓発をきちんと国や都道府県が実施できる仕組みを作っておかないといけない。
- 避難の効率化のため、いくつかの段階の避難に関する情報発信とそれに伴う住民の行動を考える必要がある。

以上